

点数切符制度実施要領の制定について（例規）

〔最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

点数のみを付する違反を処理するために用いる点数切符の様式並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領に関して必要な事項を定めたもので、昭和60年9月1日から実施しています。

その内容は、

- 点数切符の様式等
- 告知の要領
- 点数切符の作成要領

等です。